

第3章 基本目標と施策の柱

第1節 基本目標

情報通信とは、物理的に離れた二つの点を線で繋ぎ情報を伝達することです。それが、インターネットの急速な普及と共に、情報通信ネットワークが世界中に網の目のように広がり、I C Tの発展は時間、距離、場所を克服した様々な情報伝達を可能にしました。

I C Tは、基本的には全ての分野に活用可能な道具であり手段です。技術革新のスピードが早い中、私たちがこのI C Tの恩恵を享受するためには、I C Tを使いこなせるようにするだけでなく、政策・制度面の整備、情報通信インフラの整備、技術者の育成、セキュリティの確保など、常に情報化社会の一步先を見据えた対応が必要です。

私たちは、人と人とのつながりが輪となることで、みんなに笑顔と元気が広がり、そして、互いを思いやることで気持ちを通じ合う情報化社会を目指して、また、すべての人が安全で安心して、便利で快適に暮らすことのできるふくしまを創生するために、『I C Tでつながる 広がる 通じ合う“ふくしま創生”』を基本目標に掲げ、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」や福島県復興計画に掲げた復興・再生の取組を始めとして、様々な分野でI C Tを利活用するための施策を推進していきます。

第2節 施策の柱

基本目標を実現するために、次の5つの柱を基に県民視点による施策を積極的に展開していきます。

1 復興への取組 ～東日本大震災・原子力災害からの復興の推進～

東日本大震災とその後の原子力発電所事故から4年を経て、避難指示区域の解除、常磐自動車道の全線開通など公共インフラの復旧・整備や復興公営住宅の入居、新增設する工場の増加、研究開発拠点の整備など、県内各地で復興に向けた明るい話題が増えてきました。

情報通信分野においても、情報通信ネットワークの冗長化、情報システムの対災害性の高い仕組みの再構築、震災の記録を次世代へ伝える活動など、震災が残した教訓を生かした取組が行われています。

しかしながら、現在でも県内外に約12万人の住民が避難を余儀なくされ不自由な生活を強いられており、観光客数や農林水産物産出額が震災前の水準には戻っていないなど、復興の取組はまだ道半ばです。

そのため、避難解除区域等の復興を支え、帰還等に向けた生活環境の整備を行うために、地上デジタル放送の受信対策や携帯電話基地局整備などの情報通信基盤の整備を支援します。

また、原子力に依存しない持続的に発展可能な社会を推進するため、I C Tを活用したエネルギー利用効率に配慮したまちづくりを推進します。

故郷を離れて県内外に避難を余儀なくされている人々が互いを支え合う“絆”という心の結びつきの再生・発展に取り組む市町村を支援します。

「ふくしま」の復興の動きなどプラスのイメージを国内外に幅広く伝え、本県に親しみを感じ前向きな意識を持って、本県に旅行し、農林水産物や県産品を購入いただけるよう、ふくしまならではの情報発信をしていきます。

【施策の分野と推進項目】

- (1) 復興まちづくり
 - ・復興まちづくりの推進
- (2) 絆の再生・発展
 - ・ふるさとの絆の維持・再生
- (3) 戦略的情報発信
 - ・伝わる情報発信の推進

2 産業振興・地域活性化 ～活気に満ち、新しい技術・サービスを育む社会～

本県の復興を加速するためには、より多くの人々が夢や希望に向かって人生を切り開いていくためのしっかりした経済的な基盤を築いていくことが重要です。また、東日本大震災をきっかけとして、大規模災害時におけるI C Tの利活用の観点から、東京圏に集中するデータセンター等の地域分散が叫ばれています。

そのため、I C Tを利活用した地域産業の活性化や雇用の創出に加え、I C T関連企業やベンチャー企業の誘致も重要です。

また、東日本大震災前の水準には戻っていない、観光や農林水産業の活性化を図るため、インターネット等の情報発信機能を最大限に活用し、正確な情報を積極的にP Rしていきます。

農業従事者の高齢化・人材不足が深刻さを増していることから、最新のI C Tを活用したスマート農業にも積極的に挑戦していきます。

産学官の連携によりI C Tに関連する未来を先取りしたアイデアや技術を持つベンチャー企業を発掘・育成して、人と地域が元気に成長する社会を目指しま

す。

行政が保有する統計情報等の公共データや、企業等が保有する顧客情報等、社会や市場に存在する膨大なデータを相互に結び付け、活用することにより、地域の特性を生かした新サービスや新ビジネスの創出を図ります。

【施策の分野と推進項目】

- (1) 企業誘致・支援
 - ・ I C T 関連企業立地、中小企業支援
- (2) 観光・農林水産業
 - ・ 観光、農林水産業等における I C T の利活用推進
 - ・ スマート農業の推進
- (3) 雇用形態の多様化
 - ・ 新しいワークスタイルの支援
- (4) 新産業・新サービス
 - ・ オープンデータ・ビッグデータの利活用推進

3 安全・安心、防災への対応 ～健康で安全に安心して暮らせる、環境に優しい社会～

原子力災害による放射線の影響にいまだ不安を抱える県民が多く、また、地域によっては医療従事者の不足等により十分なサービスが受けられないという現状もあります。

また、本県は、原子力に依存しない県づくりを県政の基本方針としています。そのためには、すべての県民が健康で安全に安心して暮らすことができる、環境に優しい社会を築いていくことが重要です。

I C T を活用し、保健・医療・福祉の様々な機関が連携する取組を推進し、効果的・効率的なサービスの提供を促進します。

また、震災の教訓を踏まえて、防災、減災などの分野でも I C T を積極的に利活用することで、災害に強い安全で安心な県土の実現を目指します。

I C T の利活用により犯罪や交通事故を防ぎ、県民誰もが健康で安全・安心に暮らせるユニバーサルな社会システムと安全で経済的な社会インフラの構築を目指します。

さらに、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な循環型社会を目指し、スマートコミュニティを推進します。

【施策の分野と推進項目】

- (1) 保健・医療・福祉
 - ・ I C T を活用した保健・医療・福祉の取組
- (2) 防災・減災
 - ・ 防災情報システムの整備
- (3) 社会インフラ
 - ・ I C T を活用した社会インフラの整備、維持管理
- (4) エネルギー・環境
 - ・ スマートコミュニティの推進

4 人材・基盤の育成、強化 ～情報リテラシーが高く、未来を支える人材を育む、便利で快適な社会～

I C T を利活用できる地域社会を実現するためには、それをけん引する人材、それを支える人材^(※18)、そして地域で活躍する人材が必要です。

県民全体の情報活用能力の向上を実現するには、子どもから学生、社会人、高齢者と段階に応じた情報教育、及び学習環境の充実が必要です。

その際、特に初等・中等教育段階における情報リテラシー教育の充実に努め、I C T に対する興味を育むとともに、I C T を活用して多様化する課題に創造的に取り組む力を育成すると同時に、複雑化した情報化社会において安全に情報を活用するための情報モラルを身につけることが重要です。

I C T は急速に高度化・多様化しており、対応する専門的な知識及び技術を有する人材の育成と拡充が求められています。このため、I C T による社会課題の解決や県の競争力の強化等に寄与する人材を育成するために高度な I C T 教育の取組を推進し、本県の復興に寄与する研究・開発を担う I C T 人材の充実を目指します。

ブロードバンドサービスや携帯電話等の情報通信基盤は、企業活動や人々の生活において不可欠な社会インフラです。

光ファイバ網を中心としたブロードバンドネットワークや携帯電話の利用可

※18 「創造的 IT 人材育成方針」平成 25 年 12 月、IT 総合戦略本部新戦略推進専門調査会人材育成分科会により策定された、府省横断的な IT 人材育成施策の実行計画。ここで「高度な IT 人材」とは「IT 利活用社会をけん引する人材」と「IT 利活用社会を支える人材」の 2 つに大別され、前者は、先導的・指導的な IT 人材を指し、後者は、「IT を業務やビジネスに活かすことができる人材」と「安全・安心に IT を製品・サービスなどに実装する人材」の大きく 2 つに分けられる。

能工エリアは民間事業者の主導により整備が進められてきましたが、本県では採算性等の問題から民間事業者による整備が難しい条件不利地域が依然として残っていることから、国の補助事業を活用するなどして市町村による携帯電話基地局整備を支援します。

また、福島県を訪れる観光客の利便性や満足度を向上させるために、県有施設や観光施設等への公衆無線 LAN 環境の整備を推進します。

【施策の分野と推進項目】

(1) 人材育成・教育

- ・ 学校現場での I C T の有効活用とモラル教育の推進
- ・ I C T 人材育成と県民の情報リテラシー向上

(2) 情報通信基盤

- ・ 情報通信基盤の整備拡大
- ・ Wi-Fi^(※19)アクセスポイントの整備促進

5 電子自治体・公共サービスの充実 ～公共サービスをいつでもどこでも誰もが受けられる社会～

スマートデバイスやソーシャルメディアなどの急速な普及により、いつでもどこでも誰でもが瞬時に情報の受発信ができる環境が身近になりました。

そこで、ワンストップでいつでもどこでも誰もが電子行政サービスを受けられる“便利なくらし”の実現を市町村と共に目指します。

また、電子県庁や市町村の情報化を取り巻く環境は、年々目まぐるしく変化しており、状況の変化に対応した便利で使いやすい電子行政サービスの提供を図るとともに、サーバの統合を進めるなど、持続的で効率的なシステム運営を目指します。

一方、インターネットやその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴い、サイバー攻撃が現実の脅威として深刻化してきており、平成26年11月には「サイバーセキュリティ基本法」が成立しました。この法律の趣旨を踏まえ、国等の関係機関と連携しながら、新たなサイバー攻撃等に迅速に対応できるよう不断の見直しを行い、情報セキュリティレベルを向上させていきます。

※19 Wi-Fi (ワイファイ) とは、無線 LAN の普及促進を行う業界団体 Wi-Fi Alliance から相互接続性などの認証を受けた機器のことを指します。現在では、無線 LAN 全般を「Wi-Fi」と呼ぶことが多くなりました。

平成28年1月から個人番号の利用が始まるマイナンバー制度については、セキュリティを確保しながらシステム整備を進め、個人番号カードや県独自の番号利活用を検討していきます。

【施策の分野と推進項目】

（1）電子自治体

- ・ 電子県庁の推進
- ・ 情報セキュリティ対策の強化
- ・ 市町村情報化の取組支援

（2）電子行政サービス

- ・ オンライン手続きの利便性向上
- ・ マイナンバー制度への対応と活用

○計画の体系図

「ふくしま創生 ICT 戦略（2015-2017）」の体系図

